

# 解雇ルール明確化法案

## 【労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案〔新規立法〕】

### <立法の背景・趣旨>

解雇に関するルールが不明確であること等が、解雇をめぐる紛争の発生やその解決の長期化の要因となっているだけでなく、対内直接投資等の阻害要因となっているといわれている。また、正社員の解雇が困難であるため、成長産業への労働移動が停滞しているといわれている。

→ 労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進する必要がある。

労働契約の終了に関するルールの明確化を図るとともに、金銭解決制度の導入をはじめとする労働契約の終了に関する紛争解決制度の活用等について必要な施策を講ずる。

### 基本理念

- ・ 解雇その他の労働契約の終了に関する紛争の未然防止を図るとともに、その適切かつ迅速な解決を図る。
- ・ 対内直接投資等の増大等による雇用機会の拡大及び成長産業への労働移動の促進に寄与する。

### 講ずべき施策

#### ①労働契約の終了の在り方に関する指針の策定等

国は、解雇等に係る判決、和解、労働審判、都道府県労働局等によるあっせん等の事例及び合意解約の事例の収集、整理及び分析を行うことにより、労働契約の終了の在り方に関する指針を策定し、並びにこれを公表する等必要な施策を講ずる。

#### ②解雇が無効とされた場合における金銭解決制度の導入

国は、解雇が無効とされた場合において事業主からの金銭の支払を条件として労働契約を終了させる制度を導入するために必要な施策を講ずる。

#### ③将来の紛争に係る仲裁手続の利用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、将来において生ずる紛争を対象とする仲裁合意に基づく公正な仲裁手続を利用できるようにするために必要な施策を講ずる。

#### ④訴訟手続によらず紛争の解決を図る制度の一層の活用

国は、解雇その他の労働契約の終了に関する紛争について、都道府県労働局等によるあっせんへの参加の促進その他訴訟手続によらずに紛争の解決を図る制度が一層活用されるために必要な施策を講ずる。

#### ⑤解雇の要件の在り方についての調査研究等

国は、解雇の要件の在り方について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

### 法制上の措置等

政府は、法制上の措置等を講ずる。